

おやべファンクラブ規約

(名称)

第1条 この会の名称はおやべファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）とする。

(目的)

第2条 ファンクラブは、小矢部市（以下「市」という。）の自然、食、観光、物産等の様々な魅力を広く発信していくことにより、本市に親しみや関心を持つ人々を増やし、本市との関係性の継続を図るとともに、魅力あふれるまちづくりを目指すことを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの事務局（以下「事務局」という。）は小矢部市役所企画政策課内に置く。

(会員)

第4条 この規約において会員とは、ファンクラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した者とする。

- 2 会員は、居住地や年齢を問わないものとする。
- 3 ファンクラブの会費は、無料とする。
- 4 会員の期間は、原則無制限とする。
- 5 会員は、市の魅力をPRし、市のファンを増やすことに協力するものとする。

(入会手続)

第5条 ファンクラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という）は、原則、小矢部市LINE公式アカウントを登録した上で、ファンクラブ入会申込フォームにより、事務局へ入会を申し込むものとする。

- 2 入会希望者は、入会の申込に当たり、次に掲げる事項に同意するものとする。
 - (1) 事務局が会員の氏名、居住地（都道府県・市町村）、生年月等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。
 - (2) ファンクラブの運営上必要な場合に限り、事務局が前号の会員情報を利用すること。
- 3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないこととする。
 - (1) 入会申込にあたり、虚偽の内容があった場合
 - (2) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものである場合
 - (3) 前2号のほか、入会を承認しない正当な事由がある場合
- 4 第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行するものとする。
- 5 会員証は、会員本人のみが利用できるものとする。
- 6 会員は、登録内容の変更を希望する場合は、事務局に届け出るものとします。

(事業)

第6条 ファンクラブは第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物品、サービスの提供など、必要な事業を行うこととする。

(禁止行為)

第7条 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為またはファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

(退会)

第8条 会員は、ファンクラブを退会しようとする場合は、ファンクラブ退会申込フォームにより、事務局へ退会を申し込むものとする。

(会員資格の喪失退会)

第9条 会員は、ファンクラブの退会を希望する場合は、事務局に届け出るものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 第7条の各号に掲げる行為を行った場合
- (2) 入会申込に虚偽の記載があった場合
- (3) 会員への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
- (4) 事務局が会員として不適当であると判断した場合

(損害賠償)

第10条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事務局は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに基づき、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(規約の変更)

第12条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合はホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、ファンクラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。